2　地域産業資源活用支援事業の定義
「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供等の支援を行う事業をいうこととした。（第二条第五項関係）

3　基本方針の追加
地域産業資源活用支援事業の内容やその促進に当たっての配慮に関する事項を追加することとした。（第三条第二項第四号関係）

4　地域産業資源の内容の指定に係る関係市町村の長の追加
関係市町村（特別区を含む。）の長は、地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができることとした。（第四条第二項関係）

5　地域産業資源活用事業計画に記載する事項の追加
地域産業資源活用事業の実施に協力する者がある場合は、当該者の名称等及びその協力の内容を記載しなければならないこととした。（第六条第三項第三号関係）

6　地域産業資源活用支援事業計画の認定等
一般社団法人等は、地域産業資源活用支援事業計画を作成し、主務大臣に提出して、適当である旨の認定を受けることができることとした。（第八条第一項関係）

7　特例の追加
認定地域産業資源活用支援事業者に対する中小企業信用保険法、食品流通構造改善促進法及び商標法の特例を追加することとした。（第一〇条第六項、第一二条第一項第一号及び第一四条第一項関係）

8　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務
独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域産業資源活用事業者等に対して必要な資金の貸付けを行う市町村に対し、必要な資金の一部の貸付けの業務等を行うこととした。（第一五条関係）

9　国等の施策に関する追加
都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めることとした。（第一六条第二項関係）

四　施行期日等
1　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。
2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年七月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十七条」を「第三十六条の二」に改める。

第二条第二項第一号及び第三項中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第八条第二項第三号中「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第九項中「（第二条第二項第一号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、「長は、当該特定事業」の下に「（第二条第二項第一号に掲げるものに限る。）」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改める。

第十条第二項中「以下この項において同じ。）」を「定められた特定事業」に、「）及び」を「定められた特定事業及び」に改め、「当該特定事業等」と」の下に「、「第二条第二項第一号に掲げるものに限る」とあるのは「第二条第二項第二号に規定する事業を除く」と」を加え、「第十三条」を「第十二条の二」に改め、同条第三項中「及び第十三条」を「、第十三条」に改め、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）」の下に「及び第十九条の二第八項から第十項までの規定」を、「第十二条第五項」の下に「、第十九条の二第四項」を加え、同項の表第十九条第一項第三号の項の次に次のように加える。

第十九条の二第八項から第十項まで	当該地方公共団体	当該関係地方公共団体
	一の地方公共団体	一の関係地方公共団体

第十一条第一項中「及び第十八条第四項第一号」を「、第十八条第四項第一号、第二十条の三及び第二十四条の三第三項第一号」に改める。

第四章中第十三条の前に次の三条を加える。

（公証人法の特例）

第十二条の二　国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公証人役場外定款認証事業（国家戦略特別区域内の場所（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十八条第一項に規定する役場以外の場所に限る。）において、公証人が会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十三条及び第百五十五条の規定による定款の認証を行う事業をいう。次項及び別表の一の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、公証人は、公証人法第十八条第二項本文の規定にかかわらず、当該区域計画に定められた次項の場所において、当該定款の認証に関する職務を行うことができる。

2　前項の区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、公証人役場外定款認証事業を実施する場所を定めるものとする。